

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(課税免除の要件) 第2条 製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者で、次に該当する場合は、固定資産税を課さない。 (1) 法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日から<u>平成33年3月31日</u>までに設備を新設し、又は増設し、これを製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供した者 (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条の規定による青色申告書を提出する者 (3) 一の事業用設備でこれを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる資産であって、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供したものに限る。)の取得価額の合計額が2,700万円を超える設備を設置した者	(課税免除の要件) 第2条 製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者で、次に該当する場合は、固定資産税を課さない。 (1) 法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日から<u>平成31年3月31日</u>までに設備を新設し、又は増設し、これを製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供した者 (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条の規定による青色申告書を提出する者 (3) 一の事業用設備でこれを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる資産であって、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供したものに限る。)の取得価額の合計額が2,700万円を超える設備を設置した者